

たすけあい磯子 運 営 規 程

訪問介護・第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）

（事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあい磯子が開設するたすけあい磯子（以下「事業所」という。）が行う訪問介護事業、第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下、「訪問介護員等」という。）及び一定の研修を修了した従事者等（第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）に限る。以下「従事者等」という。）が、利用者の居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護、介護予防訪問介護及び第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）（以下「訪問介護等」という。）及び第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、事業の実施にあたっては地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の指定事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 たすけあい磯子
- 二 所在地 横浜市磯子区洋光台 4-6-8

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- 二 サービス提供責任者 4名（常勤2名・非常勤2名）
サービス提供責任者は事業所に対する訪問介護等及び第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等及び従事者等に対する技術指導、訪問介護計画、介護予防訪問介護計画及び第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）計画書及び第1号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）計画書（以下、「訪問介護計画等」という。）の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等

介護福祉士	18名（常勤2名・非常勤16名）専従0名	兼務18名
1級課程修了者	1名（非常勤1名）専従0名	兼務1名
2級課程修了者	21名（非常勤21名）専従0名	兼務21名
介護職員初任者研修修了者	2名（非常勤2名）専従0名	兼務2名
基礎研修課程修了者	2名（非常勤2名）専従0名	兼務2名
実務者研修修了者	2名（非常勤2名）専従0名	兼務2名

横浜市訪問型生活援助サービス受講修了者 1 名（非常勤 1 名）

認知症介護基礎研修 2 名

訪問介護員等は、訪問介護等の提供に当たる。

四 従事者等 従事者 42 名（常勤 3 名・非常勤 39 名）

従事者等は訪問介護・第 1 号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- 一 営業日 : 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日及び夏季休暇（8/13～8/16）、年末年始（12/29～1/3）を除く。
- 二 営業時間 : 午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 三 サービス提供日 : 月曜日から日曜日までとする。
- 四 サービス提供時間 : 午前 8 時から午後 6 時までとする。祝日もサービス提供する。
時間外・休日のサービス提供は相談に応じる

（利用料等）

第 6 条 訪問介護等及び第 1 号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護等及び第 1 号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合証の 1 割、2 割または 3 割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

- 2 第 8 条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等及び第 1 号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（訪問介護等及び第 1 号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）の内容及び提供方法）

第 7 条 訪問介護等及び第 1 号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス）の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助
- 2 第 1 号訪問事業（横浜市訪問型生活援助サービス）の内容は、次の通りとする。
 - 一 生活援助
- 3 訪問介護等及び第 1 号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）の提供方法は、次の通りとする。
 - 一 事業所は、訪問介護等 1 号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
 - 二 サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護等及び第 1 号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画等を作成する。
 - 三 前号の訪問介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下、

- 「居宅サービス計画等」という)が作成されている場合には当該計画に沿った訪問介護計画等を作成する。
- 四 サービス提供責任者は訪問介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
- 五 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 七 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 八 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の訪問介護等及び第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- 九 居宅サービス計画等の作成後においても、当該訪問介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画等の変更を行う。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、横浜市磯子区、港南区とする。

ただし港南区は港南台一丁目、三丁目、七丁目、日野中央三丁目、笹下三丁目、四丁目、六丁目とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問介護員等及び従事者等は訪問介護等及び第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。対応時間については基本的に月～金、営業時間内とする。

2 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情に対する対応方針）

第10条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

4 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、訪問介護等及び第1号訪問事業（横浜市訪問介護相当サービス・横浜市訪問型生活援助サービス）の提供に関する記録を整備し、保管する。

（虐待の防止）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結

- 果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものと努力する。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものと努力する。

（ハラスメント）

第14条 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 2、事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- 3、ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- 4、職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- 5、ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

（身体拘束に関する事項）

第15条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

- 2、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

- 二 必修研修

・倫理と法令遵守・個人情報保護法・感染症・虐待防止のための研修・認知症及び認知症ケアに関する研修・接遇・非常災害時の対応に関する研修・緊急時の対応に関する研修・ハラスメントに関する研修・プライバシー保護の取り組みに関する研修・身体拘束排除のための取り組みに関する研修・事故発生または再発防止に関する研修・介護予防及び要介護度進行予防に関する研修・救命救急／2年に1回・虐待・認知症）は年間スケジュールに入れて実施

- 三 個別研修年間計画をたて実施

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブたすけあい磯子と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規定は、令和3年1月1日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この規定は 令和 5 年 5 月 1 日から施行する。
この規定は 令和 5 年 6 月 1 日から施行する。
この規定は 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

たすけあい磯子 訪問介護 料金表

令和6年6月1日現在

1 訪問介護の介護報酬に係る費用

2 級地 11.12 円

訪問介護費（1回につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
身体介護が中心である場合					
（1）所要時間20分以上30分未満の場合	268	298	596	894	
（2）所要時間30分以上1時間未満の場合	426	474	948	1,422	
（3）所要時間1時間以上の1時間半未満場合	567	631	1,261	1,892	
（4）所要時間1時間半2時間未満の場合	649	722	1,444	2,165	
（4）に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごと	82	92	183	274	
生活援助が中心である場合					
（1）所要時間20分以上45分未満の場合	197	219	438	657	
（2）所要時間45分以上の場合	242	270	539	808	
身体介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行った場合(所要時間20分から計算して25分を増すごとに)201単位を限度とする。	65	73	145	217	
緊急時訪問介護加算	100	112	223	334	1回につき
初回加算	200	223	445	668	1月につき

介護職員処遇改善加算(1月につき)	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）※3	(介護報酬総単位数 ^{※1} ×22.4%) ^{※2} ×11.12
特定事業所加算(1回につき)	
特定事業所加算（Ⅱ）	(介護報酬総単位数 ^{に含まれる})×11.12

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	金額	説明
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、実施地域を超えた所から訪問するための交通費（実費）がかかります。

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

たすけあい磯子 横浜市訪問介護相当サービス 料金表

令和6年6月1日現在

1 横浜市訪問介護相当サービスの介護報酬に係る費用 2 級地 11.12 円

横浜市訪問介護相当サービス費（1月につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
訪問型サービスⅠ	1,176	1,308	2,616	3,924	
訪問型サービスⅡ	2,349	2,612	5,224	7,836	
訪問型サービスⅢ	3,727	4,145	8,289	12,434	
訪問型サービスⅣ	268	298	596	894	1回につき
訪問型短時間サービス	167	186	372	558	1回につき
初回加算	200	223	445	668	1月につき

介護職員処遇改善加算（1月につき）	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）※3	（介護報酬総単位数 ^{※1} ×22.4%） ^{※2} ×11.12

※1 介護報酬総単位数＝基本サービス費＋各種加算減算

※2 1単位未満の端数四捨五入

※3 介護職員処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額－（上記額×負担割合（1円未満切り捨て））

*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 横浜市訪問型生活援助サービスの介護報酬に係る費用 2 級地 11.12 円

たすけあい磯子 横浜市訪問型生活援助サービス 料金表

横浜市訪問型生活援助サービス費（1月につき）	単位数	利用者負担額（1割）	利用者負担額（2割）	利用者負担額（3割）	
生活援助サービスⅠ	1,058	1,177	2,353	3,530	
生活援助サービスⅡ	2,114	2,351	4,702	7,053	
生活援助サービスⅢ	3,354	3,730	7,460	11,189	
生活援助サービスⅣ	241	268	536	804	1回につき
初回加算	200	223	445	668	1月につき

*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	金額	説明
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、実施地域を超えた所から訪問するための交通費（実費）がかかります。

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。

たすけあい磯子 横浜市訪問型生活援助サービス 料金表

令和6年4月1日現在

1 横浜市訪問型生活援助サービスの介護報酬に係る費用 2級地 11.12 円

横浜市訪問型生活援助サービス費（1月につき）	単位数	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）	
生活援助サービスⅠ	1,058	1,177	2,353	3,530	
生活援助サービスⅡ	2,114	2,351	4,702	7,053	
生活援助サービスⅢ	3,354	3,730	7,460	11,189	
生活援助サービスⅣ	241	268	536	804	1回につき
初回加算	200	223	445	668	1月につき

*利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法

単位数×11.12円＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

*利用者負担額欄は各負担割合に応じて単位数を円に換算し表示したものです。

ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。

2 その他の費用

項目	金額	説明
交通費	実費	当事業所の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、実施地域を超えた所から訪問するための交通費（実費）がかかります。

3 通常のサービス提供を超える費用（利用者負担10割）

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬告示上の額と同額	区分限度額を超えてサービスを利用したい場合など、介護保険枠外のサービス料金です。